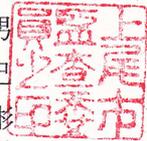


行政文書非公開決定通知書

上 監 査 第 5 4 号
令 和 2 年 7 月 8 日

上尾市監査委員 小 林 二三男
上尾市監査委員 矢 部 勝 巳
上尾市監査委員 鈴 木 彬



令和2年6月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	(教育長に関して) 誰が (すなわち、監査委員の誰が事情聴取したのか、それとも監査委員事務局が事情聴取したのか、また、監査委員が事情聴取した際に監査委員事務局が立ち会ったのか)、いつ (日付)、どのくらいの時間をかけて (所要時間)、どのような内容で監査をおこなったのか、上尾市教育委員の立ち合いはあったのか、市教委事務局職員他の立ち合いはあったのか、それは誰なのか、監査の経過で示された文書や資料は何なのかを判別できる文書・資料等。 (受付番号2-148)
公開できない理由	請求に係る文書は存在しないため
行政文書を公開できる時期	
担当課	監査委員事務局 電話番号 048-775-9692 (直通) 048-775-5111 (代表) 内線781
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつ